明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○母子保健法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五〇）　一
〔告　示〕
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産二三七八～二三九五）　二
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十四年度平成二十四年八月分）（財務省）　一六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
独立行政法人理化学研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構平成二十三年度財務諸表、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、住宅型式性能認定関係　五〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　七九
会社その他
会社決算公告　八一

省令

○厚生労働省令第百五十号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月二十九日

厚生労働大臣　三井　辨雄

母子保健法施行規則の一部を改正する省令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第三号十三ページ中「未処理歯」を「未処置歯」に改める。

様式第三号三十一ページ、三十五ページ及び四十一ページ中「ジフテリア・百日せき・破傷風　BCG　ポリオ　麻しん・風しん」を「ジフテリア　百日せき　破傷風　ポリオ　BCG　麻しん　風しん」に改める。

様式第三号五十ページ中「ジフテリア・百日せき・破傷風　BCG　ポリオ　麻しん・風しん」を「ジフテリア・百日せき・破傷風　Diphtheria・Pertussis・Tetanus　BCG　ポリオ　麻しん・風しん・ポリオ　Diphtheria・Pertussis・Tetanus・Polio」に改める。